

令和6年度 第9回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和6年12月16日（月）午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館3階大会議室
出席委員	教 育 長 天 埜 幸 治 委員（教育長職務代理者） 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則 委 員 上 田 恭 子
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 石 黒 直 人 教 育 部 参 事 浅 井 努 学 校 教 育 課 長 瀬 尾 光 生 涯 学 習 課 長 大 沼 賀 敬 ス ポ ー ツ 課 長 高 山 敬 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 神 谷 貢 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 小 崎 充 代 学 校 教 育 課 総 務 係 長 山 内 裕 二
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第8回定例会会議録の承認について 日程第3 議案第18号 清須市西枇杷島会館管理運営規則を廃止する規則案
会 議 録 署 名 委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 高 山 智 司 委 員 上 田 恭 子 委 員

議事の経過

○ 開会

天埜教育長

おはようございます。

只今の出席委員数は、5名です。過半数の出席がありますので、只今から、令和6年度第9回清須市教育委員会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりです。ここで、あらかじめ申し上げます。

委員並びに事務局職員の発言は、挙手により、教育長を通してお願いします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

天埜教育長

「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員には、高山委員と上田委員を指名いたします。

日程第2 令和6年度第8回定例会会議録の承認について

天埜教育長

「令和6年度第8回定例会会議録の承認」についてを議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

（学校教育課長 挙手）

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾でございます。

それではお手元の令和6年度第8回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、開催日時は、令和6年11月11日、月曜日、午前9時30分開会でございます。

出席委員につきましては、天竺教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか、8名の教育部職員でございます。

日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録の承認をいただきました。また、専決処分しました清須市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命についてを、ご承認いただき、同意案件、教育支援委員会委員の委嘱又は任命についてを、同意いただきました。

1ページから4ページとなりますので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

天竺教育長

ありがとうございました。内容について、ご確認の時間を少しとります。これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、採決をします。「令和6年度第8回定例会会議録について」は、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、「令和6年度第8回定例会会議録について」は、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、高山委員と上田委員にご署名をお願いいたします。

日程第3 議案第18号 清須市西枇杷島会館管理運営規則を廃止する規則案

天竺教育長

議案第18号「清須市西枇杷島会館管理運営規則を廃止する規則案」を議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。生涯学習課長の大沼でございます。

議案第18号、清須市西枇杷島会館管理運営規則を廃止する規則案。上記の議案を提出する。令和6年12月16日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。提案理由。この案を提出するのは、清須市西枇杷島会館を廃止するために必要があるからです。

1枚おめくりください。清須市西枇杷島会館管理運営規則を廃止する規則案でございます。こちらにつきましては、現在開会中の12月議会において、清須市西枇杷島会館設置条例を廃止する条例案についてご審議をいただいているところであります。廃止をする理由といたしましては、西枇杷島会館・旧西枇杷島庁舎・西枇杷島市街地住宅について、耐震性が確保されていないこと、このため西枇杷島市街地住宅の居住者が令和6年9月30日を持って全員退去されたことを受け、建物を除却する必要がありますので、西枇

杷島会館を廃止するというものであり、議会の議決をもって、連動する形でこの規則についても廃止をしていきたいというものでございます。

施行の期日は令和7年10月1日です。こちらにつきましては、現在西枇杷島会館の1階部分、こちらが西枇杷島地区の資源回収ステーションとなっております。この資源回収ステーションの移転につきましては、令和7年の10月1日から新たな場所での運用が開始される予定であるというところで、この条例の施行期日を10月1日としております。実際に会館の使用期限になりますのは9月30日であり、こちらを持って会館は閉館ということになりますが、例規の処理上10月1日が条例や規則の廃止日となるというものでございます。説明は以上となります。

天埜教育長

これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決をします。議案第18号「清須市西枇杷島会館管理運営規則を廃止する規則案」は、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第18号「清須市西枇杷島会館管理運営規則を廃止する規則案」は、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

天埜教育長

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

これで、令和6年度第9回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前9時40分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 天 埜 幸 治

署名委員 後 藤 小百合

署名委員 高 山 智 司